審査の流れ

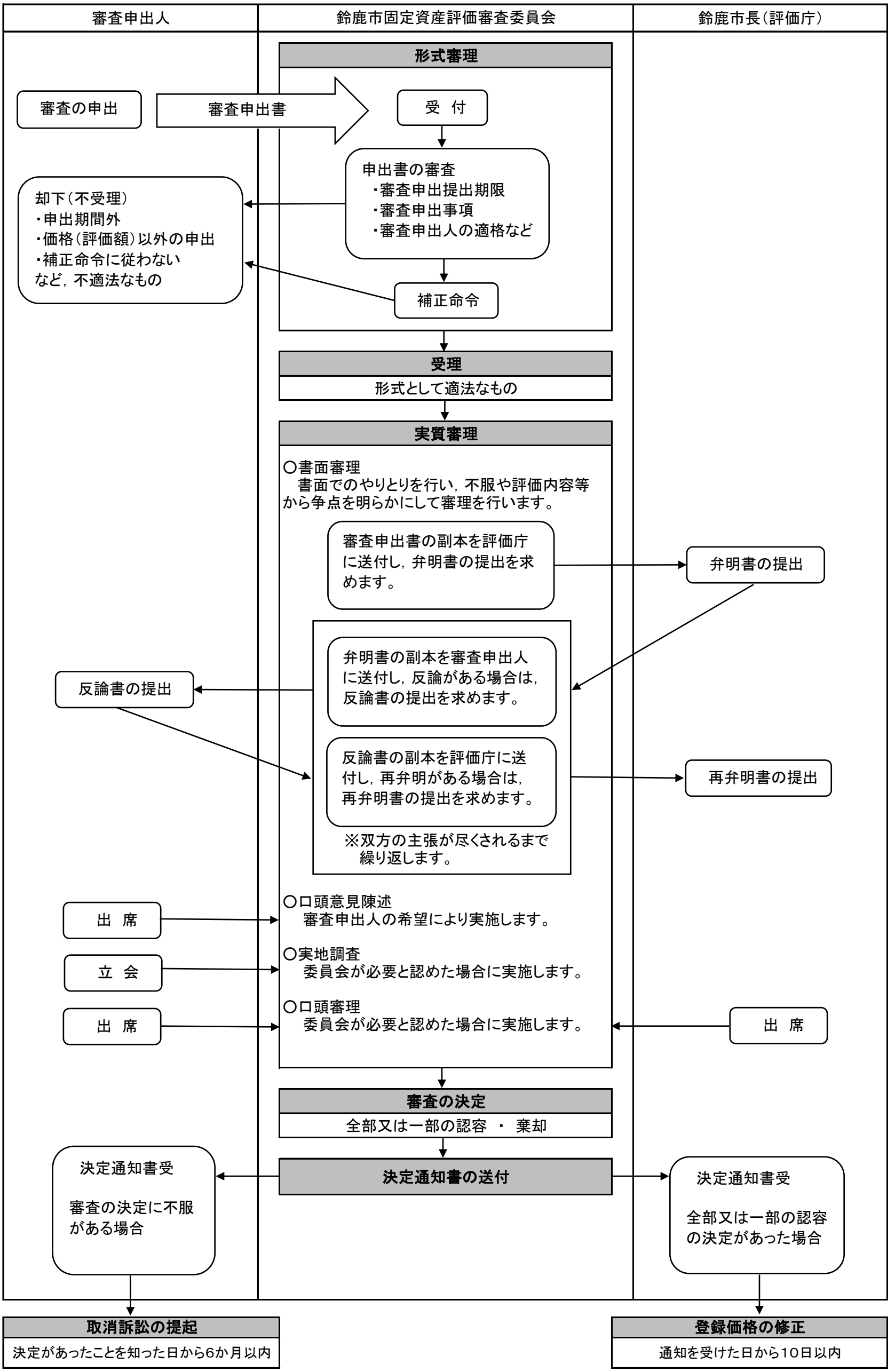
審査申出人
鈴鹿市固定資産評価審査委員会
鈴鹿市長（評価庁）
形式審理
審査の申出
審査申出書
受　付
申出書の審査
・審査申出提出期限
・審査申出事項
・審査申出人の適格など
却下（不受理）
・申出期間外
・価格（評価額）以外の申出
・補正命令に従わない
など，不適法なもの
補正命令
受理
形式として適法なもの
実質審理
○書面審理
書面でのやりとりを行い，不服や評価内容等から争点を明らかにして審理を行います。
審査申出書の副本を評価庁に送付し，弁明書の提出を求めます。
弁明書の提出
弁明書の副本を審査申出人に送付し，反論がある場合は，反論書の提出を求めます。
反論書の提出
反論書の副本を評価庁に送付し，再弁明がある場合は，再弁明書の提出を求めます。
再弁明書の提出
※双方の主張が尽くされるまで繰り返します。
○口頭意見陳述
審査申出人の希望により実施します。
出　席
○実地調査
委員会が必要と認めた場合に実施します。
立　会
○口頭審理
委員会が必要と認めた場合に実施します。
出　席
出　席
審査の決定
全部又は一部の認容　・　棄却
決定通知書の送付
決定通知書受
審査の決定に不服がある場合
決定通知書受
全部又は一部の認容の決定があった場合
取消訴訟の提起
決定があったことを知った日から6か月以内
登録価格の修正
通知を受けた日から10日以内